

議第 5 号

高島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市長 今 城 克 啓

高島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

高島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 7 年
高島市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長および班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の

改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この条例による改正後の高島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 号の規定を適用するときは、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（退職報奨金の支給額に関する経過措置）

- 5 この条例による新条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。